

第2期盛岡市耐震改修促進計画（別紙）

令和2年6月3日施行

第2期盛岡市耐震改修促進計画第2章第2（5）地震時の建築物の総合的な安全対策の推進として行う③ブロック塀の安全対策に関する事業の対象となる道路（避難路）は、市の区域内にある国道，県道及び市道（以下「公道」という。）並びに市の小学校及び中学校が指定する通学路（公道を除く。）とする。